

令和5年度葦の家福祉社会事業計画

I. 事業方針

新しい組織体制を始動して中期事業計画を策定し、日中活動事業では、えーる油山の移転、新築整備、地域生活支援部門では、連携体制作りを行い、事業継続、進展に不可欠な人材確保、給与、メンタルケア対策などの経営課題に取り組む。

II. 重点目標

1. 新しい組織、ラインによる事業体制をスタートする。
 - ・新たな事業の執行、分担、本部事務局体制を始動、整備する。
2. えーる油山移転プロジェクトの準備を行う。
 - ・令和7年度開所に向けて組織的に着工準備を行い、竣工をめざす。
 - ・補助金申請を行うとともに、補助金が通らなかった場合の実施可能なセカンドプランを作り、準備する。
3. 地域生活支援事業の連携体制を強化する。
 - ・生活支援関連事業所が連携した統合的なシフト体制を試行する。
 - ・コロナ、自然災害時も含めたグループホームのバックアップ体制を再整備する。
 - ・法人職員全体として、地域生活支援のポリシーを再確認し、連携体制、異動人事を具体化する。
4. 中途採用も含む効果的な人材確保、採用活動を行う。
5. 第5次中期事業計画を策定する。
 - ・法人として計画体制を組織し策定する。
6. 給与制度を見直し、新キャリアパス、給与制度を策定する。
 - ・チームを編成し、コンサルタントの助言を受け策定する、
7. 法人としてのメンタルケア体制を整備する。
 - ・心の健康づくり推進計画・体制、衛生委員会を整備し、法人として取組みを進める。

留意事項

1. ノーマライゼーション思想、法人理念により優生思想や障がい者差別をなくす運動に参画する。
2. 在宅も含めた災害時の避難、防災について、地域と連携した体制作りを検討する。

Ⅲ. 事業実施体制

1. 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

2. 実施事業

(1) 障がい福祉サービス事業

生活介護事業（葦の家）

生活介護事業（えーる油山）

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護（ヘルパーステーションほっとほっと）

指定特定相談支援（あしっぷ）

指定特定・一般相談支援（城南区障がい者基幹相談支援センター）

共同生活援助（すてっぷ、すまいるホーム）

短期入所（葦の家、葦の家りーど）

重度障がい者等包括支援事業（りーど）

(2) 地域生活支援事業

移動支援（ヘルパーステーションほっとほっと）

日中一時支援（葦の家、葦の家りーど）

(3) 委託事業（福岡市）

城南区障がい者基幹相談支援センター（公益事業）

福岡市屋形原、若久両特別支援学校放課後等支援事業（公益事業）

福岡市障がい者相談支援機能強化事業

(4) 公益事業

公益事業「いいねっと」

3. 定款による基幹会議、役員等による経営、執行を行う。

(1) 評議員会（評議員10名）

定時評議員会及び必要に応じて開催し、定款で定められた事項について審議する。

(2) 評議員選任・解任委員会（委員4名）

(3) 理事会（理事8名）

法人事業の執行の議決、理事の職務執行の監督を行う。（年6回開催予定）

理事長は、法人を代表し業務を執行する。

(4) 監事（2名）

理事の職務執行及び事業運営を監査する。（法人監査2回実施）

(5) 運営協議会（12名）

法人運営について関係者から意見を頂き、事業推進に反映する。（年1回開催）

4. 定款細則により本部事務局を置き以下の業務を行う。

(1) 評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会、運営協議会等の事務を行う。

(2) 理事長の日常の業務について、理事長を補佐し事業の推進及び執行事務を行う。

(3) 本部組織規程で定める法人運営に係る事務を行う。

5. 本部組織規程による会議、推進体制により法人運営を行う。

6. 法人運営年間スケジュール(別掲)

7. 予算 (別紙予算書参照)

IV. 事業内容

1. 法人運営事業

(1) 組織、事業推進体制

①運営、執行

- ・新しい組織規程のラインによる運営、事業推進を行う。必要に応じて本部組織規程を改定する。
- ・予算、決算、事業計画、報告編成、主要な基幹会議の年間スケジュールを策定し効率的な運営を行い、各ラインの確実な報連相による情報の共有化を図る。
- ・基幹会議や理事会による意思決定を前提とした事務スケジュール管理を行う。
- ・会議は必要に応じてZ o o mを活用する。
- ・会議の議案設定、資料作成、配布を確実に行う。

②事務局運営

- ・新しい事務体制を整備する。
- ・会計、労務、請求といった機軸の業務、および処遇改善、雇用関係助成金など、法人の収入・支出に関わる重要な業務業務を効率的に回す。
- ・IT 環境保守、採用活動、広報など、現在の事務局体制のみでは賄えない業務については各事業所と連携し、法人としての機能維持に必要な業務を行う。

②監査

- ・法人監査、福岡市指導監査に備え、複数の職員による書類のチェックを行い、法人運営にかかる書類・データの整備を確実に行う。

③役員

- ・役員改選を行い、新しい経営、執行体制を作る。

④第5次中期事業計画の策定

- ・検討委員会を開催し次期計画を策定する。事務局、部会により、原案作成、集約を行う。
…組織の見直し、給与改定、えーる油山移転、グループホームの事業展開等

⑤経営委員会

- ・人材マネジメント委員会(年3回開催)…給与改定、人事、労務制度の見直し
- ・財務委員会(年2回開催)…財務課題検討、給与改定

⑥専門委員会

- ・教育研修委員会…職員育成プログラム、新任研修、実践研究発表会立案、企画
- ・リスクマネジメント委員会…安全管理、災害・感染症、衛生管理対策立案
- ・人権擁護委員会…虐待防止、権利擁護研修企画
- ・広報委員会…法人たより編纂、行事広報企画、求人活動情報の共有

⑦人事委員会

- ・次年度の職員昇格、異動について報告、決定を行う。(年1回)
- ・人事委員会の機能を見直す。

(3) 人事

- ・人事編成、考課体制、規程を見直す。
- ・新給与制度改定案する。

キャリアパス、職能像、評価の仕組みを見直し、新しい人事考課、給与制度一次案を策定する。コンサルタントを活用し人材マネジメント委員会で原案を作る。委員会に小部会・担当チームを設け取り組む。

- ・昇格、異動人事の手続きを明確化し、人事管理のデータベース化を行う。

(3) 人材確保

- ・事業推進に必要な人材確保を新卒、中途採用で行う。見学説明会、採用試験を年間計画により行う。リモートの活用、ハローワークに加え、web、誌面媒体、紹介事業者を活用する。

(4) 人材定着、労務

- ・社会保険労務士と連携し、多様な働き方への対応と、職員が働きやすい環境作りを行い、規程整備・体制整備を行う。高齢者雇用、退職制度を見直す。
- ・ハラスメント研修を実施する。
- ・メンタルヘルスケア推進体制を作り、始動する。
心の健康づくり推進計画・体制、衛生委員会を整備し、法人として取組みを進める。

(5) 育成

- ・研修委員会で立案した階層ごとの育成を年間計画によって行う。
- ・新任職員の研修プログラムを実施する。
- ・監督職、管理職、リーダーの育成について、福祉ミッションと実務力、法令遵守の意識を培うプログラムを策定し実施する。

(6) 財務

- ・顧問税理士事務所による月次報告会で月次試算表による収支の確認を行う。
- ・財務委員会で、財務指標、修繕維持費、人件費率等の財務管理力を高め、資金計画を立てる。給与会計について、複数スタッフで給与会計処理が出来るような体制作りを行う。

(7) 広報

- ・法人たより、ホームページ、SNSの発信などの法人の広報を推進し、各事業の効果的な媒体の見直しを行う。広報委員会で企画立案する。

(8) IT、情報

- ・事業所の窓口者を位置づけ、日常のシステム維持を行う。基幹のファイル共有システム(NAS)およびUTMを軸としたセキュリティシステム、葦の家とりどにおける端末管理、リモート接続による隔地からのアクセス管理、といったIT管理業務について、管理権限移行を念頭に置いた管理マニュアル作成を行う。

(9) 防災・災害・危機管理

- ・法人の危機管理は、対策本部による初動対応、BCPにより行う。リスクマネジメント委員会で、日常の安全管理、水害、地震などの対策、BCPを点検、整備、地域防災訓練参加、地域連携、福祉避難所の体制作りを行う。
- ・新型コロナウイルス対策を行う。
- ・感染予防対策、BCPによる緊急時の対応を行い、会議、研修等にリモートを活用する。

(10) 運動

- ・旧優生保護法裁判支援、通院、医療連携など生活支援の制度改善に向け、福岡市、国に権利擁護と制度改善の要望を行う。

(11) 法人主催行事の開催、実施

- ・わはは祭り 10月8日、成人を祝う会 1月13日、実践研究発表会 2月25日